

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年11月22日
【計算期間】	第29期（自 平成24年 2 月28日 至 平成24年 8 月27日）
【ファンド名】	ドイチェ・ジャパン・バランス・オープン
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関崎 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番 1 号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	藤原 規晃
【連絡場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番 1 号 山王パークタワー
【電話番号】	03(5156)5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主にわが国の株式及び公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行います。

信託金の限度額

2,000億円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

< 商品分類表 >

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型
	海外	債券		
追加型投信	内外	不動産投信 その他資産()		
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義について >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 「投資対象地域」の区分のうち、「国内」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「資産複合」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）、その他資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象イン デックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ ベア型
		日本				
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回	北米				条件付 運用型
		欧州				
	年 4 回	アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	ロング・ ショート型/ 絶対収益追 求型
	年 6 回 (隔月)	オセアニア				
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米				
その他資産 ()	日々 その他 ()	アフリカ				
資産複合 (株式、債券)		中近東 (中東)			その他 ()	その他 ()
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 属性区分の定義について >

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

- 1 . 「投資対象資産」の区分のうち、「資産複合」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、組合わせている資産を列挙するものとします。
- 2 . 「決算頻度」の区分のうち、「年 2 回」とは、目論見書または投資信託約款において、年 2 回決算する旨の記載があるものをいいます。
- 3 . 「投資対象地域」の区分のうち、「日本」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

ファンドの特色

1. わが国の株式及び公社債へのバランス投資により、中長期的視点に立って収益の向上を目指します。

- リスクの低減に重点を置いた運用を行い、3～5年程度を目処に収益を最大化することを運用の目標とします。

2. 株式50%、公社債50%を基本ポートフォリオとし、合成ベンチマークを上回ることを目標に、±10%の範囲内で資産配分の決定、調整を行います。

- $\text{TOPIX}^1 50\% + \text{NOMURA - BPI}^2 \text{ 国債} 50\%$ を合成ベンチマークとします。

1 TOPIX（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

2 NOMURA - BPIは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA - BPIを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。

- 株式の運用にあたっては、TOPIXをベンチマークとし、これを上回ることを目標とします。
- 公社債の運用にあたっては、NOMURA - BPI 国債をベンチマークとし、これを上回ることを目標とします。

（注1）上記の運用成果が実現されることを保証するものではありません。また、各ベンチマークについては変更する場合があります。

（注2）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

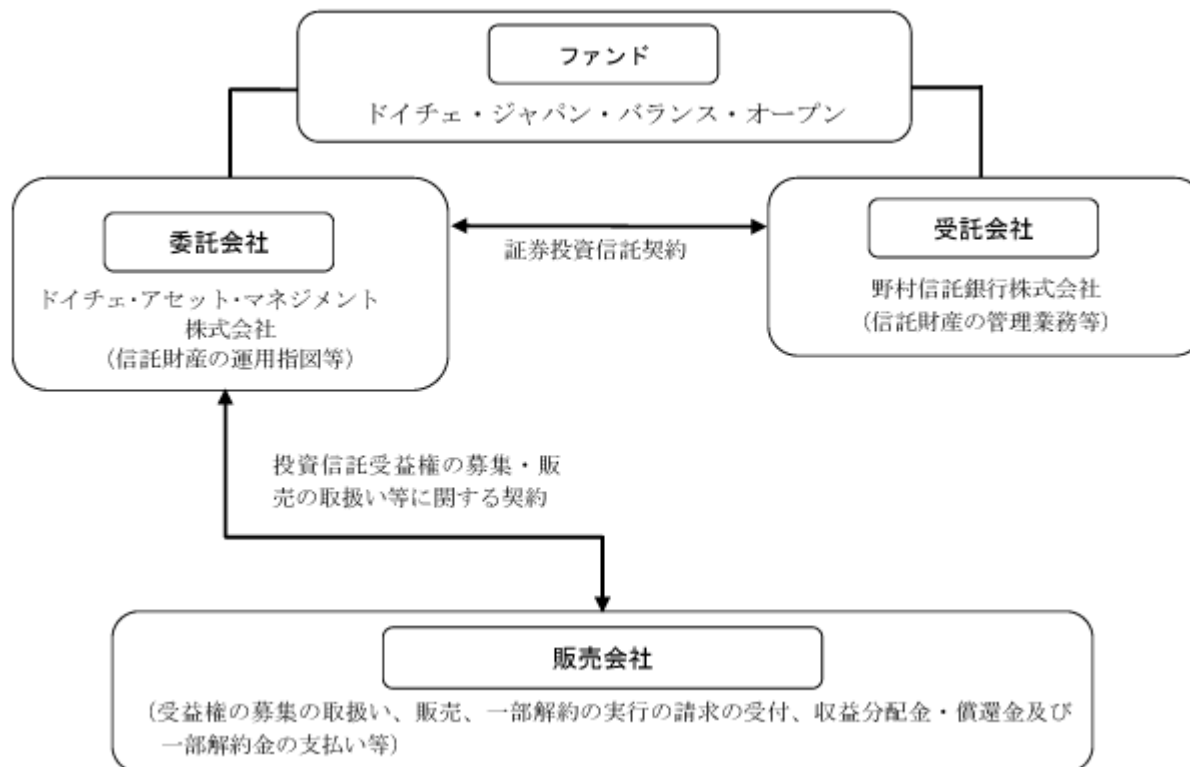
(2)【ファンドの沿革】

平成10年2月27日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

平成12年12月1日 ファンドの名称の変更（「BT ジャパン・バランス・オープン」より「ドイチェ・ジャパン・バランス・オープン」へ変更。）

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

**委託会社及びファンドの関係法人**

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

a．ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

b．野村信託銀行株式会社（「受託会社」）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

c．「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

委託会社の概況

a．資本金の額（2012年9月末現在）

3,078百万円

b．沿革

1985年 モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント（株）設立
 1987年 投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
 1990年 ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント（株）に社名を変更
 1995年 ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
 証券投資信託委託会社免許取得
 1996年 ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
 1999年 バンカース・トラスト投信投資顧問（株）と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント（株）に社名を変更
 2002年 チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併
 2005年 ドイチェ・アセット・マネジメント（株）とドイチェ信託銀行（株）の資産運用サービス業務を統合
 資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント（株）に一本化

c．大株主の状況（2012年9月末現在）

名 称： ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド
 住 所： シンガポール 048583 ワン ラフルズ クウェイ #17-10
 所有株式： 61,560株
 所有比率： 100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、主にわが国の株式及び公社債に投資し、中長期的な安定収益の獲得を目指して運用を行います。

投資態度

- a．主に、わが国の株式及び公社債に投資を行い、中長期的な安定収益の実現を目指します。
- b．株式と公社債への投資配分は、原則としてそれぞれ信託財産の50%±10%の範囲内で調整いたします。
- c．株式の運用については、マクロ経済・産業分析をもとにしたトップダウン・アプローチによる業種配分と、企業のファンダメンタルズ及び個別銘柄の投資価値を考慮したボトムアップ・アプローチによる銘柄選択により収益獲得を目指します。
- d．公社債の運用については、マクロ分析に基づく市場予測をもとにしたトップダウン・アプローチによるアクティブ運用を行い収益獲得を目指します。
- e．市況動向などによっては、転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）を信託財産の純資産総額の最大10%まで組入れることがあります。
- f．有価証券比率をできるだけ高位に保つことを基本としますが、市況動向などによってはコール・ローン等による現金運用を信託財産の最大10%まで行うことがあります。また、収益分配金の支払い、市場の大規模な混乱発生等の特殊な場合には、現金運用部分が10%を超える場合があります。
- g．信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）、金利先渡取引、有価証券の貸付、信用取引、公社債の空売り、公社債の借入れ及び資金の借入れを行うことができます。

(2)【投資対象】

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
 - 2．国債証券
 - 3．地方債証券
 - 4．特別の法律により法人の発行する債券
 - 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
 - 7．コマーシャル・ペーパー
 - 8．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、上記2．から上記7．までの証券の性質を有するもの
 - 9．投資信託または本邦通貨表示の外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 10．投資証券または本邦通貨表示の外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 11．本邦通貨表示の外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 12．本邦通貨表示のオプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
 - 13．本邦通貨表示の預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 14．外国法人が発行する本邦通貨表示の譲渡性預金証書
 - 15．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
 - 16．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 17．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 18．本邦通貨表示の外国の者に対する権利で上記17．の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記1．の証券または証書、上記13．の証券または証書のうち上記1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2．から上記5．までの証券及び上記8．並びに上記13．の証券または証書のうち上記2．から上記5．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記9．の証券及び上記10．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で上記5．の権利の性質を有するもの

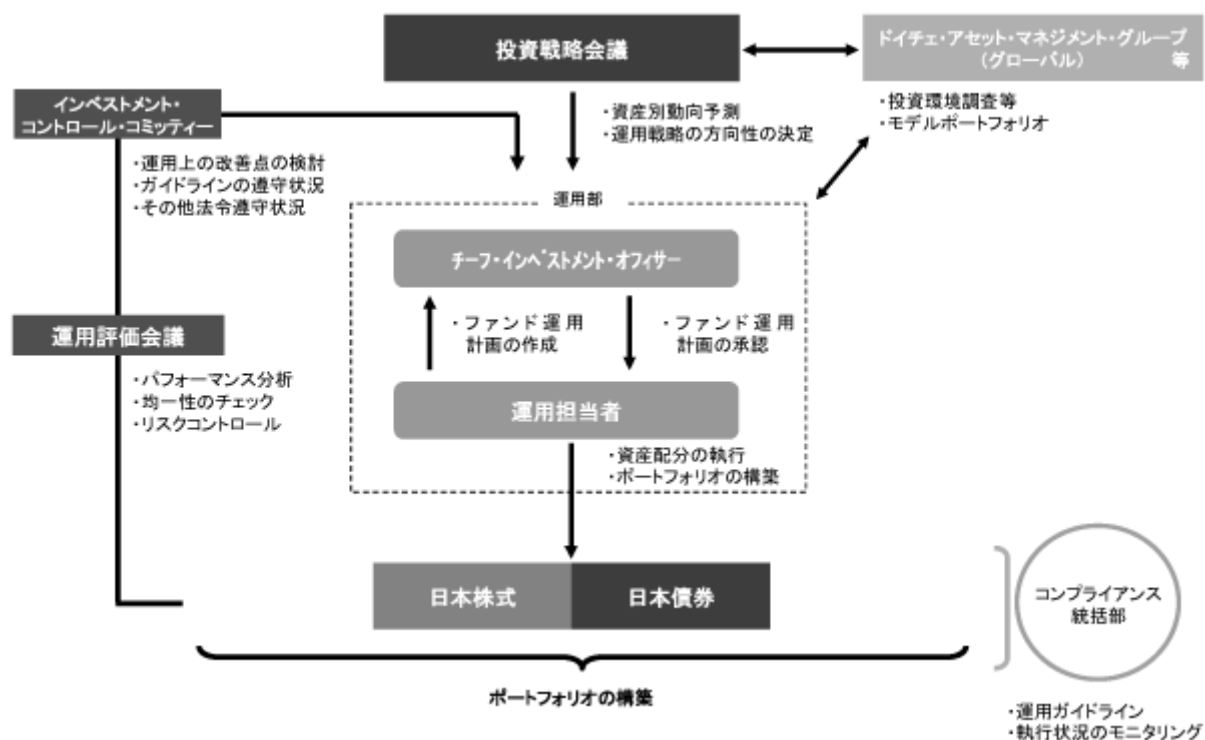
上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

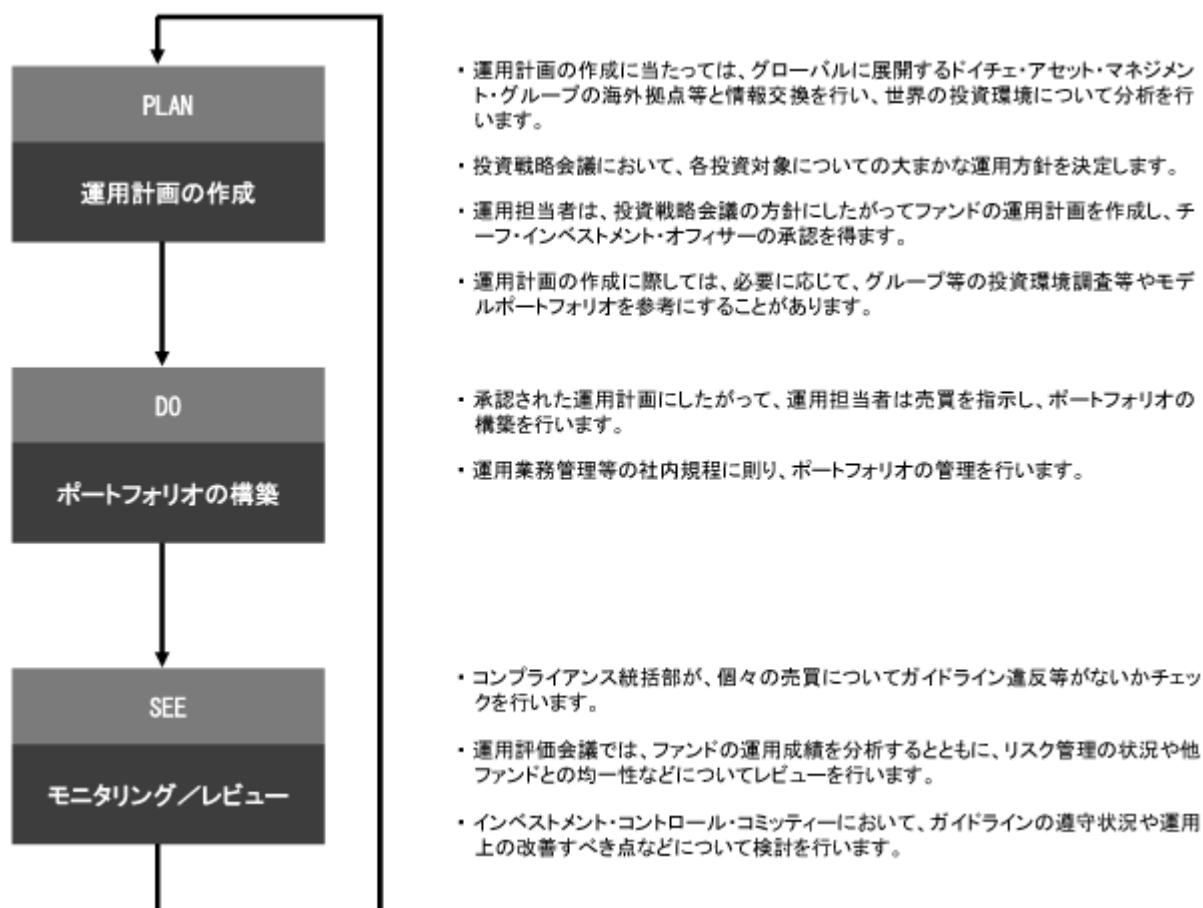
< 運用体制 >



運用計画の作成、ポートフォリオの運用指図、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理など当ファンドの一連の運用業務は、委託会社の運用部が行います。運用部における主な意思決定機関としては、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれもチーフ・インベストメント・オフィサーが主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定など、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議・決定します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部内規程により定められています。

< 運用の流れ >



< 内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織 >

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

< 委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要

ドイツ銀行グループの一員として、世界主要都市に拠点を構え、800人以上のファンド・マネジャー及びリサーチ・スペシャリスト等の投資プロフェッショナルが緊密なチーム体制のもとグローバルな観点から調査・分析、運用業務を推進しています。（2012年3月末現在）

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

年2回の毎決算時（原則として毎年2月26日及び8月26日。ただし、当該日が休業日の場合は、翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定いたします。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

(注) 将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

< 信託約款で定める投資制限 >

株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式等への投資制限

- a. 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- b. 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- c. 同一銘柄の転換社債、並びに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができますものとしします。
- b. 上記a. の信用取引の指図は、当該売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとしします。

公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができますものとしします。
- b. 上記a. の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとしします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公

社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- b. 上記 a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支払われます。

先物取引等の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- c. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の運用指図

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- c. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記 a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。
なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 上記 a. の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内。
- c. 上記 b. の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

d．借入金の利息は信託財産中より支払われます。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

< 法令で定める投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa．の数がb．の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a．委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b．当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、株式及び債券などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が増えているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

なお、当ファンドは預貯金と異なります。

株価変動リスク

ファンドの基準価額は、組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株価は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

信用リスク

投資した株式や債券等の有価証券について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は、当該有価証券の価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

その他の留意点

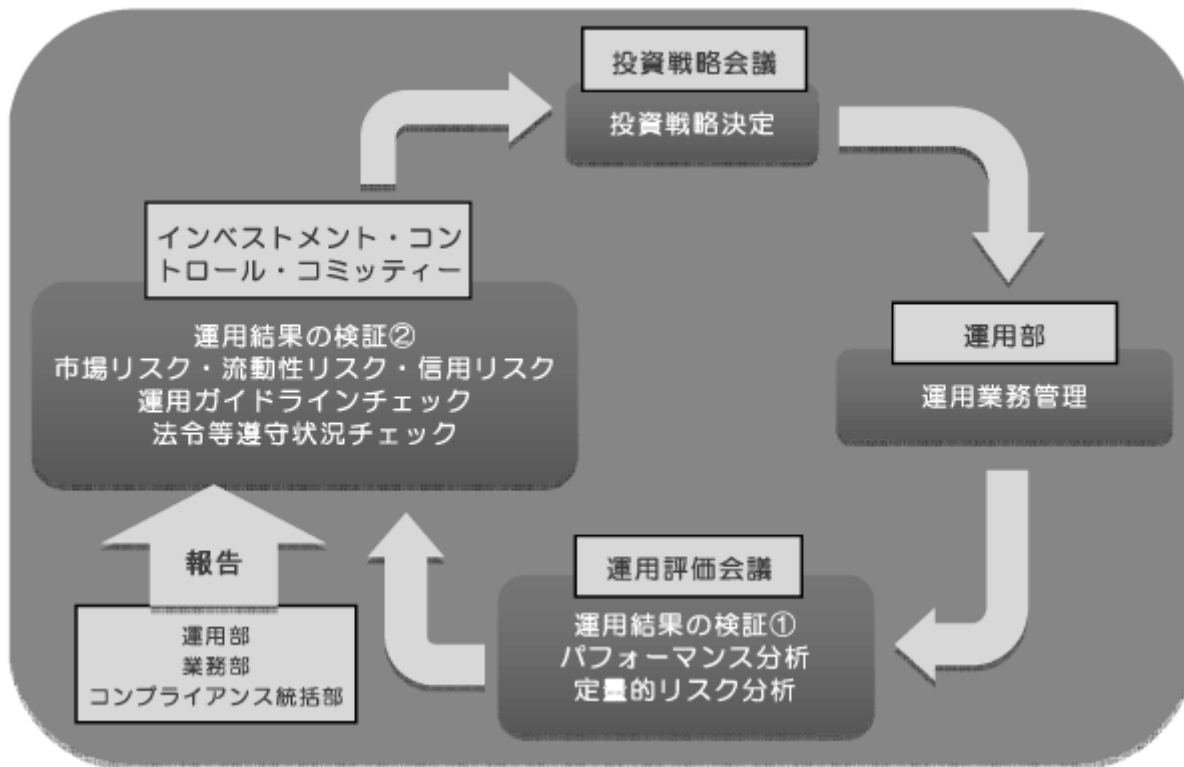
- ・当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流出に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、原則として迅速に有価証券の組入れを行います。買付予定銘柄によっては流動性などの観点から買付終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・委託会社は、証券取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による

市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消することができます。

- ・当ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークに対して一定の運用成果をあげることを保証するものではありません。また、わが国の株式市場や金融・債券市場の構造変化等によっては、当ファンドの株式部門、公社債部門の各ベンチマーク並びにファンド全体のベンチマークをそれぞれ変更する場合があります。
- ・対ベンチマークで、当ファンドが目標とする運用成果並びに株式部門、公社債部門それぞれの目標リターン（以下「運用目標」といいます。）は、あくまでも運用上の目標であり、その実現を保証するものではありません。また、運用目標は、ベンチマークに対する相対的な数値であり、投資元金に対するリターンの絶対値を示すものではありません。
- ・当ファンドの資産規模によっては、投資方針に沿った運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- ・資金動向、市況動向その他の要因により、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。



委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況など様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。

（注）投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

ただし、換金（解約）時に、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.22325%（税抜1.165%）を乗じて得た額とし、その配分は以下の通りとします。

各販売会社の 純資産残高に応じて	配分（年率）			
	委託会社	販売会社	受託会社	合計
500億円以下の部分	0.57750% （税抜0.550%）	0.57750% （税抜0.550%）	0.06825% （税抜0.065%）	1.22325% （税抜1.165%）
500億円超 1,000億円以下の部分	0.52500% （税抜0.500%）	0.63000% （税抜0.600%）	0.06825% （税抜0.065%）	1.22325% （税抜1.165%）
1,000億円超の部分	0.47250% （税抜0.450%）	0.68250% （税抜0.650%）	0.06825% （税抜0.065%）	1.22325% （税抜1.165%）

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

上記の信託報酬並びに信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。

(4)【その他の手数料等】

当ファンドは、以下の費用を受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

委託会社は、上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額を信託財産から受領することができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受領する際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額を受領する代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受領することもできます。

上記において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

上記において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに当該消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。なお、本書作成時点において、上記により定める上限は、信

託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た金額とします。

信託財産における組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料等に係る消費税等相当額、資産を外国で保管する場合の費用及び先物取引・オプション取引に要する費用等についても信託財産が負担するものとします。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「収益分配金について」をご参照下さい。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

課税の取扱いについて

以下の内容は平成24年9月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として10%（所得税7%及び地方税3%）¹の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として10%（所得税7%及び地方税3%）¹の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、10%（所得税7%及び地方税3%）¹の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

b. 法人の受益者に対する課税

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7 %（所得税のみ）²の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

1 税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%及び地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）となる予定です。

2 税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税のみ）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税のみ）となる予定です。

（注1）上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

（注2）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成24年9月28日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	370,171,860	47.93
国債証券	日本	389,633,350	50.45
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	-	12,538,989	1.62
合計(純資産総額)	-	772,344,199	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

< 評価額(上位30銘柄) >

(平成24年9月28日現在)

国/ 地域	種類/ 業種	銘柄名	数量	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	利率(%) 償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券 -	第306回利付国債 (2年)	60,000,000	100.08 100.07	60,052,200 60,046,800	0.2 2013/7/15	7.77
日本	国債証券 -	第304回利付国債 (10年)	50,000,000	105.86 106.17	52,933,400 53,086,000	1.3 2019/9/20	6.87
日本	国債証券 -	第99回利付国債(2 0年)	48,000,000	109.93 110.58	52,767,840 53,080,320	2.1 2027/12/20	6.87
日本	国債証券 -	第84回利付国債(5 年)	48,000,000	101.09 101.03	48,524,160 48,496,800	0.7 2014/6/20	6.28
日本	国債証券 -	第72回利付国債(2 0年)	36,000,000	111.83 112.53	40,261,680 40,513,680	2.1 2024/9/20	5.25
日本	国債証券 -	第120回利付国債 (20年)	40,000,000	100.55 100.90	40,222,800 40,362,000	1.6 2030/6/20	5.23
日本	国債証券 -	第306回利付国債 (10年)	37,000,000	106.47 106.85	39,395,750 39,537,830	1.4 2020/3/20	5.12
日本	国債証券 -	第296回利付国債 (10年)	29,000,000	106.98 107.16	31,025,070 31,076,400	1.5 2018/9/20	4.02
日本	国債証券 -	第284回利付国債 (10年)	22,000,000	106.56 106.51	23,444,960 23,433,520	1.7 2016/12/20	3.03
日本	株式 銀行業	三井住友フィナンシャ ルグループ	8,300	2,498.00 2,440.00	20,733,400 20,252,000	- -	2.62
日本	株式 銀行業	三菱UFJフィナン シャル・グループ	44,000	368.00 366.00	16,192,000 16,104,000	- -	2.09
日本	株式 電気機器	日立製作所	36,000	474.00 434.00	17,064,000 15,624,000	- -	2.02
日本	株式 輸送用機器	トヨタ自動車	5,100	3,220.00 3,040.00	16,422,000 15,504,000	- -	2.01
日本	株式 不動産業	三井不動産	9,000	1,517.00 1,563.00	13,653,000 14,067,000	- -	1.82
日本	株式 小売業	ファーストリテイリン グ	700	18,300.00 18,150.00	12,810,000 12,705,000	- -	1.64
日本	株式 電気機器	ファナック	1,000	12,980.00 12,580.00	12,980,000 12,580,000	- -	1.63
日本	株式 銀行業	みずほフィナンシャル グループ	96,300	128.00 127.00	12,326,400 12,230,100	- -	1.58
日本	株式 建設業	日揮	4,000	2,485.81 2,605.00	9,943,269 10,420,000	- -	1.35
日本	株式 建設業	大東建託	1,300	7,685.69 7,850.00	9,991,400 10,205,000	- -	1.32
日本	株式 情報・通信業	ソフトバンク	3,000	3,183.61 3,160.00	9,550,858 9,480,000	- -	1.23

日本	株式 化学	日東電工	2,400	3,808.77 3,720.00	9,141,050 8,928,000	- -	1.16
日本	株式 輸送用機器	本田技研工業	3,700	2,612.00 2,397.00	9,664,400 8,868,900	- -	1.15
日本	株式 不動産業	住友不動産	4,000	2,016.78 2,072.00	8,067,159 8,288,000	- -	1.07
日本	株式 機械	クボタ	10,000	789.19 790.00	7,891,972 7,900,000	- -	1.02
日本	株式 食料品	カルビー	1,100	5,955.43 6,840.00	6,550,976 7,524,000	- -	0.97
日本	株式 輸送用機器	日産自動車	10,400	767.00 665.00	7,976,800 6,916,000	- -	0.90
日本	株式 サービス業	エムスリー	45	137,333.33 148,300.00	6,180,000 6,673,500	- -	0.86
日本	株式 化学	ユニ・チャーム	1,400	4,480.00 4,480.00	6,272,000 6,272,000	- -	0.81
日本	株式 保険業	第一生命保険	68	92,122.63 88,600.00	6,264,339 6,024,800	- -	0.78
日本	株式 卸売業	住友商事	5,400	1,079.00 1,053.00	5,826,600 5,686,200	- -	0.74

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

< 種類別及び業種別投資比率 >

（平成24年9月28日現在）

(平成24年3月20日現在)				
種類	国内 / 外国		業種	投資比率 (%)
株式	国内		鉱業	0.28
			建設業	3.88
			食料品	2.09
			化学	3.16
			医薬品	1.20
			ゴム製品	0.20
			ガラス・土石製品	0.28
			鉄鋼	0.24
			金属製品	0.54
			機械	2.71
			電気機器	6.22
			輸送用機器	5.70
			精密機器	0.49
			電気・ガス業	0.56
			海運業	0.16
			空運業	0.23
			情報・通信業	2.30
			卸売業	2.12
			小売業	2.76
			銀行業	6.29
			保険業	1.42
			その他金融業	0.54
			不動産業	3.18
			サービス業	1.38
		小計		47.93
国債証券	国内	-		50.45
	小計			50.45
合計				98.38

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別及び業種別の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

計算期間末 または各月末	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第10期計算期間末(平成15年 2月26日)	1,694	1,694	0.7019	0.7019
第11期計算期間末(平成15年 8月26日)	1,903	1,903	0.7712	0.7712
第12期計算期間末(平成16年 2月26日)	1,886	1,886	0.7951	0.7951
第13期計算期間末(平成16年 8月26日)	1,766	1,766	0.8112	0.8112
第14期計算期間末(平成17年 2月28日)	1,738	1,738	0.8375	0.8375
第15期計算期間末(平成17年 8月26日)	1,729	1,729	0.8876	0.8876
第16期計算期間末(平成18年 2月27日)	1,585	1,585	1.0513	1.0513
第17期計算期間末(平成18年 8月28日)	1,460	1,460	1.0194	1.0194
第18期計算期間末(平成19年 2月26日)	1,478	1,478	1.1006	1.1006
第19期計算期間末(平成19年 8月27日)	1,304	1,304	1.0290	1.0290
第20期計算期間末(平成20年 2月26日)	1,165	1,165	0.9388	0.9388
第21期計算期間末(平成20年 8月26日)	1,084	1,084	0.8894	0.8894
第22期計算期間末(平成21年 2月26日)	837	837	0.6786	0.6786
第23期計算期間末(平成21年 8月26日)	976	976	0.7693	0.7693
第24期計算期間末(平成22年 2月26日)	935	935	0.7428	0.7428
第25期計算期間末(平成22年 8月26日)	918	918	0.7261	0.7261
第26期計算期間末(平成23年 2月28日)	965	965	0.7755	0.7755
第27期計算期間末(平成23年 8月26日)	837	837	0.7040	0.7040
第28期計算期間末(平成24年 2月27日)	848	848	0.7397	0.7397
第29期計算期間末(平成24年 8月27日)	783	783	0.7176	0.7176
平成23年 9月末	835	-	0.7055	-
平成23年10月末	837	-	0.7084	-
平成23年11月末	809	-	0.6899	-
平成23年12月末	801	-	0.6889	-
平成24年 1月末	812	-	0.7034	-
平成24年 2月末	851	-	0.7404	-
平成24年 3月末	846	-	0.7542	-
平成24年 4月末	820	-	0.7361	-
平成24年 5月末	780	-	0.7016	-
平成24年 6月末	802	-	0.7227	-
平成24年 7月末	787	-	0.7139	-
平成24年 8月末	774	-	0.7084	-
平成24年 9月末	772	-	0.7128	-

（注）純資産総額は、百万円未満切捨て。

【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第10期計算期間(平成14年 8月27日～平成15年 2月26日)	0.0000
第11期計算期間(平成15年 2月27日～平成15年 8月26日)	0.0000
第12期計算期間(平成15年 8月27日～平成16年 2月26日)	0.0000
第13期計算期間(平成16年 2月27日～平成16年 8月26日)	0.0000
第14期計算期間(平成16年 8月27日～平成17年 2月28日)	0.0000
第15期計算期間(平成17年 3月 1日～平成17年 8月26日)	0.0000
第16期計算期間(平成17年 8月27日～平成18年 2月27日)	0.0000
第17期計算期間(平成18年 2月28日～平成18年 8月28日)	0.0000
第18期計算期間(平成18年 8月29日～平成19年 2月26日)	0.0000
第19期計算期間(平成19年 2月27日～平成19年 8月27日)	0.0000
第20期計算期間(平成19年 8月28日～平成20年 2月26日)	0.0000
第21期計算期間(平成20年 2月27日～平成20年 8月26日)	0.0000
第22期計算期間(平成20年 8月27日～平成21年 2月26日)	0.0000
第23期計算期間(平成21年 2月27日～平成21年 8月26日)	0.0000
第24期計算期間(平成21年 8月27日～平成22年 2月26日)	0.0000
第25期計算期間(平成22年 2月27日～平成22年 8月26日)	0.0000
第26期計算期間(平成22年 8月27日～平成23年 2月28日)	0.0000
第27期計算期間(平成23年 3月 1日～平成23年 8月26日)	0.0000
第28期計算期間(平成23年 8月27日～平成24年 2月27日)	0.0000
第29期計算期間(平成24年 2月28日～平成24年 8月27日)	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第10期計算期間(平成14年 8月27日～平成15年 2月26日)	10.0
第11期計算期間(平成15年 2月27日～平成15年 8月26日)	9.9
第12期計算期間(平成15年 8月27日～平成16年 2月26日)	3.1
第13期計算期間(平成16年 2月27日～平成16年 8月26日)	2.0
第14期計算期間(平成16年 8月27日～平成17年 2月28日)	3.2
第15期計算期間(平成17年 3月 1日～平成17年 8月26日)	6.0
第16期計算期間(平成17年 8月27日～平成18年 2月27日)	18.4
第17期計算期間(平成18年 2月28日～平成18年 8月28日)	3.0
第18期計算期間(平成18年 8月29日～平成19年 2月26日)	8.0
第19期計算期間(平成19年 2月27日～平成19年 8月27日)	6.5
第20期計算期間(平成19年 8月28日～平成20年 2月26日)	8.8
第21期計算期間(平成20年 2月27日～平成20年 8月26日)	5.3
第22期計算期間(平成20年 8月27日～平成21年 2月26日)	23.7
第23期計算期間(平成21年 2月27日～平成21年 8月26日)	13.4
第24期計算期間(平成21年 8月27日～平成22年 2月26日)	3.4
第25期計算期間(平成22年 2月27日～平成22年 8月26日)	2.2
第26期計算期間(平成22年 8月27日～平成23年 2月28日)	6.8
第27期計算期間(平成23年 3月 1日～平成23年 8月26日)	9.2
第28期計算期間(平成23年 8月27日～平成24年 2月27日)	5.1
第29期計算期間(平成24年 2月28日～平成24年 8月27日)	3.0

（注）収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(参考情報)

基準日：2012年9月28日

基準価額・純資産の推移 (2002/9/27～2012/9/28)



分配の推移

1万口当たり、税引前	
2012年 8月	0 円
2012年 2月	0 円
2011年 8月	0 円
2011年 2月	0 円
2010年 8月	0 円
設定来累計	1,400 円

※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金込基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
なお、分配金込基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しております。

主要な資産の状況

株式組入上位 10 銘柄

銘柄	業種	比率(%)	銘柄	業種	比率(%)
1 三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.6	6 ファーストリテイリング	小売業	1.6
2 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.1	7 ファナック	電気機器	1.6
3 日立製作所	電気機器	2.0	8 みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.6
4 トヨタ自動車	輸送用機器	2.0	9 日揮	建設業	1.3
5 三井不動産	不動産業	1.8	10 大東建託	建設業	1.3

公社債組入上位 10 銘柄

銘柄	比率(%)	銘柄	比率(%)
1 第306回利付国債(2年)	7.8	6 第120回利付国債(20年)	5.2
2 第304回利付国債(10年)	6.9	7 第306回利付国債(10年)	5.1
3 第99回利付国債(20年)	6.9	8 第296回利付国債(10年)	4.0
4 第84回利付国債(5年)	6.3	9 第284回利付国債(10年)	3.0
5 第72回利付国債(20年)	5.2	10 -	-

資産別構成比

資産	比率(%)
株 式	47.9
公社債	50.4
現 金	1.6

※ 比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移



※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

※2 2012年は9月末までの騰落率を表示しております。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

	設定数量(口)	解約数量(口)
第10期計算期間(平成14年 8月27日～平成15年 2月26日)	199,695,321	595,349,226
第11期計算期間(平成15年 2月27日～平成15年 8月26日)	201,185,702	147,979,626
第12期計算期間(平成15年 8月27日～平成16年 2月26日)	127,997,877	223,258,385
第13期計算期間(平成16年 2月27日～平成16年 8月26日)	102,282,465	296,493,005
第14期計算期間(平成16年 8月27日～平成17年 2月28日)	101,264,848	203,631,361
第15期計算期間(平成17年 3月 1日～平成17年 8月26日)	85,381,716	212,846,335
第16期計算期間(平成17年 8月27日～平成18年 2月27日)	88,098,611	527,634,777
第17期計算期間(平成18年 2月28日～平成18年 8月28日)	77,068,849	152,597,707
第18期計算期間(平成18年 8月29日～平成19年 2月26日)	74,757,719	164,682,245
第19期計算期間(平成19年 2月27日～平成19年 8月27日)	68,245,167	143,388,644
第20期計算期間(平成19年 8月28日～平成20年 2月26日)	67,944,594	94,096,853
第21期計算期間(平成20年 2月27日～平成20年 8月26日)	65,537,817	87,562,288
第22期計算期間(平成20年 8月27日～平成21年 2月26日)	68,128,417	53,220,898
第23期計算期間(平成21年 2月27日～平成21年 8月26日)	59,771,799	24,942,374
第24期計算期間(平成21年 8月27日～平成22年 2月26日)	52,124,192	62,864,319
第25期計算期間(平成22年 2月27日～平成22年 8月26日)	46,793,388	40,902,373
第26期計算期間(平成22年 8月27日～平成23年 2月28日)	41,174,305	61,616,272
第27期計算期間(平成23年 3月 1日～平成23年 8月26日)	36,887,598	91,159,316
第28期計算期間(平成23年 8月27日～平成24年 2月27日)	32,645,543	75,102,971
第29期計算期間(平成24年 2月28日～平成24年 8月27日)	26,588,158	82,072,729

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約を締結します。

また、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等を締結した場合、当該契約等で規定する取得申込みの方法によるものとします。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、申込みの販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

申込代金については、原則として販売会社が定める日までに申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、証券取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等において支払われます。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり10億円を超える一部解約はできません。なお、1顧客1日当たり10億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に別途制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記に準じて計算された価額とします。

（注）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法等について >

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：バランス）

< 運用資産の評価基準及び評価方法 >

株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場で評価します。
公社債等	法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（平成10年2月27日）から無期限とします。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年2月27日から8月26日まで及び8月27日から翌年2月26日までとすることを原則とします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

(イ)委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ)委託会社は、上記(イ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ)上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ)上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託契約の解約をしません。

(ホ)委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ヘ)上記(ハ)から(ホ)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、上記(ハ)の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

(イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ)委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ハ)上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(ニ)上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(イ)の信託約款の変更をしません。

(ホ)委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託契約に関する監督官庁の命令

(イ)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ロ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

(イ)委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記（二）に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎及び信託終了時に期中の運用経過、組入有価証券の内容及び有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

関係法人との契約の更改等

<投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約>

当初の契約の有効期間は原則として1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3ヵ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

(イ)委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(ロ)委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

(イ)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記の規定にし

たがい、新受託会社を選任します。

(ロ)委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に应じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は原則として税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金を持分に应じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から受益者に支払われます。

反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要（5）その他」の「信託の終了」、または「信託約款の変更」のうちその内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期計算期間（平成24年2月28日から平成24年8月27日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ドイチェ・ジャパン・バランス・オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第28期計算期間 (平成24年2月27日現在)	第29期計算期間 (平成24年8月27日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,103,806	19,560,627
株式	452,182,300	390,863,150
国債証券	394,546,650	378,035,260
未収配当金	468,850	143,500
未収利息	1,523,699	1,430,085
流動資産合計	854,825,305	790,032,622
資産合計	854,825,305	790,032,622
負債の部		
流動負債		
未払解約金	435,166	1,050,605
未払受託者報酬	283,092	273,854
未払委託者報酬	4,790,718	4,634,350
その他未払費用	414,729	401,190
流動負債合計	5,923,705	6,359,999
負債合計	5,923,705	6,359,999
純資産の部		
元本等		
元本	1,147,579,585	1,092,095,014
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	298,677,985	308,422,391
（分配準備積立金）	146,188,759	137,648,052
元本等合計	848,901,600	783,672,623
純資産合計	848,901,600	783,672,623
負債純資産合計	854,825,305	790,032,622

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第28期計算期間 (自 平成23年8月27日 至 平成24年2月27日)	第29期計算期間 (自 平成24年2月28日 至 平成24年8月27日)
営業収益		
受取配当金	4,623,634	4,622,010
受取利息	2,576,992	2,471,764
有価証券売買等損益	39,045,419	26,312,084
その他収益	34	64
営業収益合計	46,246,079	19,218,246
営業費用		
受託者報酬	283,092	273,854
委託者報酬	4,790,718	4,634,350
その他費用	414,729	401,190
営業費用合計	5,488,539	5,309,394
営業利益又は営業損失（ ）	40,757,540	24,527,640
経常利益又は経常損失（ ）	40,757,540	24,527,640
当期純利益又は当期純損失（ ）	40,757,540	24,527,640
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	386,230	614,683
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	352,301,890	298,677,985
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,381,277	21,528,949
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,381,277	21,528,949
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,901,142	7,360,398
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,901,142	7,360,398
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	298,677,985	308,422,391

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式につきましては移動平均法に基づき、国債証券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成24年8月26日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を平成24年8月27日としています。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第28期計算期間 (平成24年2月27日現在)	第29期計算期間 (平成24年8月27日現在)
1. 受益権の総数	1,147,579,585口	1,092,095,014口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	298,677,985円	308,422,391円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7397円 (7,397円)	0.7176円 (7,176円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第28期計算期間 (自 平成23年8月27日 至 平成24年2月27日)	第29期計算期間 (自 平成24年2月28日 至 平成24年8月27日)
分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(6,245,630円)、収益調整金(168,399,658円)、分配準備積立金(139,943,129円)より、分配対象収益は、314,588,417円(1万口当たり2,741円)であります。今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,637,382円)、収益調整金(163,572,881円)、分配準備積立金(136,010,670円)より、分配対象収益は、301,220,933円(1万口当たり2,758円)であります。今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第28期計算期間 (自 平成23年8月27日 至 平成24年2月27日)	第29期計算期間 (自 平成24年2月28日 至 平成24年8月27日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況など様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。	同左
-------------------	---	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	第28期計算期間 (平成24年2月27日現在)	第29期計算期間 (平成24年8月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第28期計算期間 (平成24年2月27日現在)	第29期計算期間 (平成24年8月27日現在)
株式	56,143,561	7,822,354
国債証券	2,583,970	3,800,910
合計	58,727,531	4,021,444

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第28期計算期間 (平成24年2月27日現在)	第29期計算期間 (平成24年8月27日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	1,190,037,013	1,147,579,585
期中追加設定元本額	32,645,543	26,588,158

期中一部解約元本額	75,102,971	82,072,729
-----------	------------	------------

(4)【附属明細表】
有価証券明細表
(ア)株式

銘柄	数量	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
石油資源開発	800	3,120	2,496,000	
鹿島建設	19,000	226	4,294,000	
大東建託	1,200	7,690	9,228,000	
五洋建設	10,000	188	1,880,000	
大和ハウス工業	4,000	1,119	4,476,000	
日揮	3,000	2,508	7,524,000	
大気社	1,200	1,854	2,224,800	
カルビー	900	5,900	5,310,000	
味の素	2,000	1,168	2,336,000	
日本たばこ産業	3,600	2,328	8,380,800	
東レ	4,000	489	1,956,000	
日本触媒	2,000	893	1,786,000	
三菱ケミカルホールディングス	12,500	329	4,112,500	
D I C	14,000	135	1,890,000	
クミアイ化学工業	3,000	408	1,224,000	
日東電工	1,100	3,635	3,998,500	
ユニ・チャーム	1,400	4,480	6,272,000	
武田薬品工業	1,300	3,730	4,849,000	
中外製薬	3,000	1,585	4,755,000	
エーザイ	1,200	3,685	4,422,000	
大塚ホールディングス	800	2,416	1,932,800	
住友ゴム工業	5,900	998	5,888,200	
太平洋セメント	13,000	174	2,262,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	2,000	1,072	2,144,000	
リンナイ	400	5,550	2,220,000	
ジーテクト	1,800	1,915	3,447,000	
ナブテスコ	1,300	1,481	1,925,300	
S M C	400	12,820	5,128,000	
小松製作所	2,800	1,665	4,662,000	
フロイント産業	900	910	819,000	
クボタ	3,000	742	2,226,000	
T P R	2,300	1,058	2,433,400	
三菱重工業	12,000	336	4,032,000	
日立製作所	36,000	474	17,064,000	
日本電産	600	6,300	3,780,000	
ワコム	22	171,000	3,762,000	
パイオニア	9,200	215	1,978,000	
日本航空電子工業	3,000	685	2,055,000	
ファナック	1,100	12,980	14,278,000	
浜松ホトニクス	800	2,815	2,252,000	
キヤノン	1,800	2,718	4,892,400	
デンソー	800	2,742	2,193,600	
日産自動車	11,100	767	8,513,700	
いすゞ自動車	8,000	410	3,280,000	
トヨタ自動車	5,200	3,220	16,744,000	
本田技研工業	3,800	2,612	9,925,600	
富士重工業	8,000	651	5,208,000	
ニコン	2,300	2,244	5,161,200	
ヤマトホールディングス	1,900	1,315	2,498,500	
日本郵船	10,000	170	1,700,000	
ネクソン	3,000	1,150	3,450,000	
日本電信電話	1,100	3,765	4,141,500	
G M O インターネット	6,200	486	3,013,200	
ソフトバンク	2,500	3,165	7,912,500	
丸紅	9,000	527	4,743,000	
三井物産	3,400	1,135	3,859,000	
住友商事	5,600	1,079	6,042,400	
三菱商事	4,800	1,499	7,195,200	
ローソン	1,100	6,060	6,666,000	
セリア	1,700	1,185	2,014,500	
スギホールディングス	900	2,708	2,437,200	

ファミリーマート	600	3,830	2,298,000	
ヤマダ電機	510	4,080	2,080,800	
ファーストリテイリング	700	18,300	12,810,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	44,900	368	16,523,200	
三井住友フィナンシャルグループ	8,500	2,498	21,233,000	
みずほフィナンシャルグループ	102,000	128	13,056,000	
ライフネット生命保険	1,100	1,100	1,210,000	
第一生命保険	24	85,100	2,042,400	
東京海上ホールディングス	1,500	1,920	2,880,000	
オリックス	550	7,420	4,081,000	
三井不動産	10,000	1,517	15,170,000	
住友不動産	2,000	1,975	3,950,000	
住友不動産販売	610	3,915	2,388,150	
エムスリー	16	412,000	6,592,000	
楽天	3,900	782	3,049,800	
カナモト	1,000	902	902,000	
西尾レントオール	1,400	930	1,302,000	
合計			390,863,150	

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	数量	評価額(円)	備考
国債証券	第 3 0 6 回利付国債（ 2 年 ）	60,000,000	60,052,200	
	第 8 4 回利付国債（ 5 年 ）	48,000,000	48,524,160	
	第 2 8 4 回利付国債（ 1 0 年 ）	22,000,000	23,444,960	
	第 2 9 6 回利付国債（ 1 0 年 ）	29,000,000	31,025,070	
	第 3 0 4 回利付国債（ 1 0 年 ）	40,000,000	42,340,800	
	第 3 0 6 回利付国債（ 1 0 年 ）	37,000,000	39,395,750	
	第 7 2 回利付国債（ 2 0 年 ）	36,000,000	40,261,680	
	第 9 9 回利付国債（ 2 0 年 ）	48,000,000	52,767,840	
	第 1 2 0 回利付国債（ 2 0 年 ）	40,000,000	40,222,800	
合計			378,035,260	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

(平成24年9月28日現在)

資産総額	773,387,584円
負債総額	1,043,385円
純資産総額(-)	772,344,199円
発行済数量	1,083,504,471口
1単位当たり純資産額(/)	0.7128円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1．名義書換について

該当事項はありません。

2．受益者に対する特典

該当事項はありません。

3．内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は、以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

4．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

5．償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

6．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成24年9月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成24年9月末現在）

発行済株式総数

61,560株（平成24年9月末現在）

最近5年間にける資本金の額の増減

平成21年5月29日 資本金を金2,328百万円から金3,078百万円へ増額

(2) 委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役会をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数はそれぞれ3名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役会は、監査役全員で組織され、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(投資信託の運用プロセス)

四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの海外拠点からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。

コンプライアンス統括部が、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。

コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場で、取引の妥当性のチェック及び利益相反取引のチェックを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成24年9月末現在、委託会社の運用するファンドは98本、純資産総額は534,607百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	単位型	株式投資信託	2本	13,512百万円
	追加型	株式投資信託	75本	449,096百万円
私募	追加型	株式投資信託	21本	71,999百万円
合計			98本	534,607百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	2	3,461,482	2	5,405,779
前払費用		16,481		18,343
未収委託者報酬		1,227,958		893,246
未収運用受託報酬		61,588		42,463
未収投資助言報酬		121,273		65,848
未収収益		623,371		483,364
立替金		40,893		42,538
為替予約		7,697		9,613
その他流動資産		11,846		-
流動資産合計		5,572,593		6,961,199
固定資産				
無形固定資産				
ソフトウェア	1	27,652	1	17,303
無形固定資産合計		27,652		17,303
投資その他の資産				
投資有価証券		17,136		16,926
長期差入保証金		200		200
敷金		9,587		10,312
投資その他の資産合計		26,924		27,438
固定資産合計		54,576		44,742
資産合計		5,627,170		7,005,942

（単位：千円）

	前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
負債の部		
流動負債		
預り金	53,383	105,165
未払収益分配金	3	3
未払償還金	1,508	1,508
未払手数料	620,771	449,694
その他未払金	29,195	63,043
未払費用	2 1,430,909	2 1,266,297
未払法人税等	20,480	20,093
未払消費税等	23,746	1,902
賞与引当金	83,172	57,021
為替予約	2,262	17,622
流動負債合計	2,265,433	1,982,354
固定負債		
退職給付引当金	761,885	796,757
長期未払費用	137,754	182,835
固定負債合計	899,640	979,592
負債合計	3,165,074	2,961,946
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,078,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金	1,830,000	1,830,000
資本剰余金合計	1,830,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,446,030	863,920
利益剰余金合計	2,446,030	863,920
株主資本合計	2,461,969	4,044,079
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	126	83
評価・換算差額等合計	126	83
純資産合計	2,462,096	4,043,995
負債純資産合計	5,627,170	7,005,942

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,874,850	6,658,303
運用受託報酬	242,541	206,509
投資助言報酬	144,695	97,851
その他営業収益	1,004,021	2,390,932
営業収益合計	8,266,109	9,353,596
営業費用		
支払手数料	3,418,352	3,479,040
広告宣伝費	130,384	167,121
公告費	1,160	1,160
調査費	88,485	93,973
委託調査費	505,644	439,257
情報機器関連費	215,429	153,277
委託計算費	47,083	181,578
通信費	12,492	8,966
印刷費	95,948	94,129
協会費	5,480	5,869
諸会費	236	998
諸経費	52,566	35,081
営業費用合計	4,573,264	4,660,455
一般管理費		
役員報酬	63,749	60,675
給料・手当	900,881	962,162
賞与	449,304	407,628
交際費	71,999	109,753
寄付金	139	397
旅費交通費	63,225	85,716
租税公課	20,524	27,248
不動産賃借料	197,519	185,062
退職給付費用	103,825	99,947
固定資産減価償却費	10,393	10,348
福利厚生費	253,086	231,130
業務委託費	1 742,189	1 803,486
退職金	2,461	4,256
諸経費	126,865	92,362
一般管理費合計	3,006,166	3,080,177
営業利益	686,678	1,612,964
営業外収益		
その他	9,667	1,628
営業外収益合計	9,667	1,628

営業外費用		
為替差損	7,321	20,698
その他	371	5,973
営業外費用合計	7,693	26,671
経常利益	688,653	1,587,920
特別利益		
前期損益修正益	1 2 91,903	-
特別利益合計	91,903	-
税引前当期純利益	780,556	1,587,920
法人税、住民税及び事業税	5,810	5,810
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	5,810	5,810
当期純利益	774,746	1,582,110

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

		前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
株主資本			
資本金			
	当期首残高	3,078,000	3,078,000
	当期変動額		
	新株の発行	-	-
	当期変動額合計	-	-
	当期末残高	3,078,000	3,078,000
資本剰余金			
資本準備金			
	当期首残高	1,830,000	1,830,000
	当期変動額		
	新株の発行	-	-
	当期変動額合計	-	-
	当期末残高	1,830,000	1,830,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
	当期首残高	3,220,776	2,446,030
	当期変動額		
	当期純利益	774,746	1,582,110
	当期変動額合計	774,746	1,582,110
	当期末残高	2,446,030	863,920
株主資本合計			
	当期首残高	1,687,223	2,461,969
	当期変動額		
	新株の発行	-	-
	当期純利益	774,746	1,582,110
	当期変動額合計	774,746	1,582,110
	当期末残高	2,461,969	4,044,079
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
	当期首残高	0	126
	当期変動額		
	株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	126	210
	当期変動額合計	126	210
	当期末残高	126	83
評価・換算差額等合計			
	当期首残高	0	126
	当期変動額		
	株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	126	210
	当期変動額合計	126	210
	当期末残高	126	83
純資産合計			
	当期首残高	1,687,223	2,462,096
	当期変動額		
	新株の発行	-	-
	当期純利益	774,746	1,582,110
	株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	126	210
	当期変動額合計	774,872	1,581,899
	当期末残高	2,462,096	4,043,995

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

４．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。

(2) 賞与引当金

支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。

また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上し、退職給付引当金に含めて表示しております。

５．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．リース取引の処理方法

リース取引開始日が平成20年３月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

７．その他財務諸表のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月４日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

- 1 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
ソフトウェア	61,002 千円	71,351 千円

- 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
預金	2,068,472 千円	3,699,915 千円
未払費用	212,332 千円	222,626 千円

（損益計算書関係）

- 1 関係会社に対するものは次の通りであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
業務委託費	165,915 千円	203,756 千円
前期損益修正益	91,903 千円	-

- 2 前事業年度の特別利益は関係会社に対する業務委託費の前期損益修正であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	61,560	-	-	61,560

（リース取引関係）

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

（借主側）

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（単位:千円）

	前事業年度（平成23年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産 （器具備品）	249,849	179,300	70,549
有形固定資産 （建物附属設備）	614,523	333,944	280,578
合計	864,372	513,244	351,127

（単位:千円）

	当事業年度（平成24年3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産 （器具備品）	319,248	266,463	52,785
有形固定資産 （建物附属設備）	653,359	385,875	267,484
合計	972,608	652,339	320,269

(2) 未経過リース料期末残高相当額

（単位:千円）

	前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
1年以内	52,816	61,085
1年超	249,145	211,307
合計	301,962	272,392

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

（単位:千円）

	前事業年度 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	当事業年度 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
支払リース料	57,542	71,463
減価償却費相当額	44,423	34,141
支払利息相当額	4,516	4,119

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

- ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

- ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達はありません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っており

ません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、主に短期の日本国債やコールローンで運用されており、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	3,461,482	3,461,482	-
(2)未収委託者報酬	1,227,958	1,227,958	-
(3)未収運用受託報酬	61,588	61,588	-
(4)未収投資助言報酬	121,273	121,273	-
(5)未収収益	623,371	623,371	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	17,136	17,136	-
資産計	5,512,810	5,512,810	-
(1)未払手数料	620,771	620,771	-
(2)未払費用	1,430,909	1,430,909	-
(3)長期未払費用	137,754	137,754	-
負債計	2,189,436	2,189,436	-
デリバティブ取引（*1） ヘッジ会計が適用されていないもの	5,435	5,435	-
デリバティブ取引計	5,435	5,435	-

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	5,405,779	5,405,779	-
(2)未収委託者報酬	893,246	893,246	-
(3)未収運用受託報酬	42,463	42,463	-
(4)未収投資助言報酬	65,848	65,848	-
(5)未収収益	483,364	483,364	-
(6)投資有価証券 その他の有価証券	16,926	16,926	-
資産計	6,907,629	6,907,629	-
(1)未払手数料	449,694	449,694	-
(2)未払費用	1,266,297	1,266,297	-
(3)長期未払費用	182,835	182,835	-
負債計	1,898,827	1,898,827	-
デリバティブ取引（*1） ヘッジ会計が適用されていないもの	(8,009)	(8,009)	-

デリバティブ取引計	(8,009)	(8,009)	-
-----------	---------	---------	---

(*)1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬及び(5) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

投資有価証券は其他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。

また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

負 債

(1) 未払手数料及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期未払費用

時価については、支払見込額に基づく現在価値によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	3,461,482	-	-
未収委託者報酬	1,227,958	-	-
未収運用受託報酬	61,588	-	-
未収投資助言報酬	121,273	-	-
未収収益	623,371	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	-	10	15,014
合計	5,495,674	10	15,014

当事業年度（平成24年3月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	5,405,779	-	-
未収委託者報酬	893,246	-	-
未収運用受託報酬	42,463	-	-
未収投資助言報酬	65,848	-	-
未収収益	483,364	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	-	10	16,916
合計	6,890,703	10	16,916

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日）

(単位:千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	17,010	17,136	126

合計	17,010	17,136	126
----	--------	--------	-----

当事業年度（平成24年3月31日）

(単位:千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	15,010	15,036	26
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	2,000	1,889	110
合計		17,010	16,926	83

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	990	0	-
合計	990	0	-

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

(単位:千円)

区分		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	313,284	-	2,262	2,262
	買建 米ドル	23,055	-	478	478
	ユーロ	299,680	-	7,219	7,219
合計		636,019	-	5,435	5,435

当事業年度（平成24年3月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

(単位:千円)

区分		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	694,468	-	7,488	7,488
	買建 米ドル	436,620	-	10,134	10,134
	ユーロ	506,097	-	9,257	9,257
	シンガポールドル	30,080	-	355	355
合計		1,667,267	-	8,009	8,009

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。加えて、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

（単位:千円）

	前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
(1) 退職給付債務	190,482	235,824
(2) 年金資産	-	-
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	190,482	235,824
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	-	-
(5) 未認識数理計算上の差異	6,364	28,233
(6) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)+(5)	184,118	207,590
(7) 特別退職慰労引当金	577,767	589,166
(8) 退職給付引当金 (6)+(7)	761,885	796,757

3. 退職給付費用に関する事項

（単位:千円）

	前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
(1) 勤務費用	38,571	36,912
(2) 利息費用	2,940	3,167
(3) 期待運用収益（減算）	-	-
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額	-	-
(5) その他（退職給付債務の対象外の退職費用）	49,178	45,965
(6) 数理計算上の差異の費用処理額	1,185	1,509
退職給付費用小計	91,875	87,556
(7) 割増退職金	11,950	12,391
退職給付費用合計	103,825	99,947

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
1.70%	1.40%

(3) 数理計算上の差異の処理年数

5年

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	33,851 千円	21,674 千円
未払費用	638,446 千円	574,778 千円
未払事業税	5,970 千円	5,429 千円
退職給付引当金	310,087 千円	302,847 千円
税務上の繰越欠損金	762,752 千円	64,911 千円
減価償却超過額	49,109 千円	46,358 千円
その他	975 千円	513 千円
繰延税金資産小計	1,801,193 千円	1,016,512 千円
評価性引当金	1,801,193 千円	1,016,512 千円
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.7 %	40.7 %
(調整)		
交際費否認額	3.8 %	2.8 %
役員賞与否認額	4.2 %	1.4 %
評価性引当金	48.6 %	44.9 %
住民税均等割	0.7 %	0.4 %
その他	0.0 %	0.1 %
税効果会計適用後の法人税の負担率	0.7 %	0.4 %

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	--------	-----	------------------	-------------------	----------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランク フルト	2,379,519 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	資金預入、 サービスの提供	*1 資金の預入 *2 マネージメン トサービス *3 IT、管理部門 サービス	- 預金 46,011 未払費用 37,866	2,068,472 212,332
-----	----------------------------------	--------------------	-------------------	-----	-----------------	------------------	--	-------------------------------	----------------------

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランク フルト	2,379,519 千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接100%	資金預入、 サービスの提供	*1 資金の預入 *3 IT、管理部門 サービス	- 預金 219,712 未払費用	預金 未払費用	3,699,915 222,626

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 当座預金口座を開設しております。

*2 当該会社とのサービス契約に基づき、マネージメント部門に関連した費用の計上を行っております。

*3 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券株式会社	東京都 千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*1 IT、管理部門 サービス	400,146 未払費用	未払費用	538,728
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Asset Management (UK) Limited	英国 ロンドン	21,000 千ポンド	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*2 投資助言報酬	66,974 未収収益	未収収益	85,394
同一の親会社を持つ会社	ドイツ銀不動産 有限会社	東京都 千代田区	46 百万円	不動産 管理業	なし	サービスの提供	*3 不動産賃借料	198,795 未払費用	未払費用	84,214
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Investment Management Americas Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*3 委託調査	84,750 未払費用	未払費用	71,301
同一の親会社を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資 運用業	なし	サービスの提供	*4 その他営業 収益	615,300 未収収益	未収収益	383,670
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*4 その他営業 収益 *3 委託調査	234,965 未収収益 296,182 未払費用	未収収益 未払費用	161,186 190,052
同一の親会社を持つ会社	Deutsche Asset Management International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	投資一任、助言契約 サービスの提供	*3 委託調査	83,835 未払費用	未払費用	38,487

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ドイツ証券株式会社	東京都千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*1 IT、管理部門 サービス	409,942	未払費用	553,130
同一の親会社を持つ会社	ドイツ銀不動産 有限会社	東京都千代田区	46 百万円	不動産 管理業	なし	サービスの提供 役員の兼任	*3 不動産賃借料	182,840	未払費用	79,079
同一の親会社を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資 運用業	なし	サービスの提供	*4 その他営業 収益	1,987,975	未収収益	399,469
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資 運用業	なし	運用の再委託 サービスの提供	*3 委託調査 *4 その他営業 収益	270,502 176,515	未払費用 未収収益	111,010 45,349
同一の親会社を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク	30,677 千ユーロ	投資 運用業	なし	サービスの提供	*4 その他営業 収益 *5 運用受託報酬	102,699 54,782	- -	- -

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- *2 当該会社との契約に基づき、予め定められた料率で計算された投資助言報酬を受け取っております。
- *3 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。
- *4 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *5 当該会社との契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場

ニューヨーク証券取引所に上場

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	39,995.06 円	65,691.94 円
1株当たり当期純利益金額	12,585.22 円	25,700.29 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
当期純利益金額(千円)	774,746	1,582,110
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益金額(千円)	774,746	1,582,110
期中平均株式数(株)	61,560	61,560

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名称	野村信託銀行株式会社
資本金の額	30,000百万円（平成24年3月末現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円 （平成24年3月末現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円 （平成24年3月末現在）	
株式会社SBI証券	47,937百万円 （平成24年3月末現在）	
株式会社肥後銀行	18,128百万円 （平成24年3月末現在）	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社宮崎銀行	14,697百万円 （平成24年3月末現在）	
株式会社第三銀行	37,461百万円 （平成24年3月末現在）	
株式会社武蔵野銀行	45,743百万円 （平成24年3月末現在）	

新規申込みの取扱いを行いません。

2【関係業務の概要】

受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い及び販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

平成24年 5 月25日 有価証券報告書

平成24年 5 月25日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成24年 9 月25日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・ジャパン・バランス・オープンの平成24年2月28日から平成24年8月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・ジャパン・バランス・オープンの平成24年8月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月14日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野 島 浩 一 郎
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。